

ノルウェー—二元的所得税の実際

野村容康

一九八〇年代以降の世界的な税制改革の潮流の中で、スウェーデン、ノルウェー、フィンランドといった北欧諸国は、九〇年代前半に相次いで旧来の総合所得税から二元的所得税に移行していった。二元的所得税とは、資本所得を勤労所得から切り離して、低率に課税する税法系のもので、租税回避を防ぐ観点から、原則として勤労所得に対する最低限界税率、個人段階の資本所得税率、法人所得税率はすべて等しく設定される。この種の税制は、現在、北欧以外でもオーストリア、ベルギーにおいて採用されている。

このように近年、二元的所得税論がヨーロッパ各国でしだいに支持を集めつつあることには、大きく二つの背景があると考えられる。一つは、よく言われるように、金融グローバル化の急速な進展である。これにより、各国、とりわけ市場統合の圧力に晒されるEU諸国は、資本逃避への懸念から、もはや金融取引に対して高率の課税を行うことはできないと考えるようになった。そうした状況下にあつて、金融所得に対する低率の課税を主張する二元的所得税の考え方が各国の政策当局にとつて魅力的に映つたのは当然と言えよう。

もう一つは、既存の総合所得税の下で、適切な資産所得課税の執行がほとんど不可能だという認識である。特に、法人留保利潤、年金基金、持家家という三つの貯蓄形態は、技術的ないし政治的な理由から包括的所得税の原則に沿って課税するのはきわめて困難である。^①そのため、総合所得税の下で、これら資産収益が非課税ないし軽課される一方で、それら資産を取得するための経費が完全に控除されれば、大きな税収ロス（さらには垂直的不公平）を招くことになる。この点が実際に一九七〇年代以降の北欧の状況であった。そうした反省から、貯蓄形態間の歪みを軽減して、税収ロスを最小限に抑えるには、勤労所得と資産所得は分離して扱い、かつ後者を低率に課税する税体系がきわめて現実的な解決策と考えられたのである。

こうした動機以外にも、二元的所得税には租税

論上いくつかの根拠を見出すことができる。^②しかし、理論的側面を離れて、この種の税がはたして現実の制度としてどのように機能しているのかということも、一方で非常に興味深い問題である。そこで本稿では、北欧諸国の中でも最も純粹な形で二元的所得税を導入したと言われるノルウェーの事例をとりあげ、改革に至るまでの背景にも言及しながら、その実際の側面について報告することにしたい。

一、ノルウェー税制の特徴とその背景

歴史的にノルウェーの租税制度は、国内の豊富な天然資源の存在や地域間での地理的条件の格差、さらにそうした自然環境の下に形成された産業構造によつて大きな影響を受けてきた。その典型的なあらわれが、三種類の法人税制度である。

すなわち、ノルウェーでは、一九六〇年代後半における大規模な北海油田の発見を契機として、それ以降、本土の産業を対象とする標準的な法人税制に加えて、石油ガス採掘業と海上輸送業に対する二つの特別制度が並存するようになったのである。

とりわけ石油税制と関連する諸制度は、国营企業である Statoil の採掘施設とともに、石油・ガス産業に資源採収上の便宜を与える一方で、これら産業から膨大な歳入（税収および税外収入）を確保する手段となっている。これら採掘業者はノルウェー大陸棚に存在する豊富な天然資源という「経済的レント」を享受しているため、そうした企業の投資活動を歪めることなく、比較的高率の徴税が可能となるからである。そして、この潤沢な歳入源は、公共部門での雇用の飛躍的成長を支え、他方で一九七〇年代以降ほとんどの西側諸国

が経験した政府債務残高の累積を回避することによって、ノルウェー福祉国家の健全な拡大に寄与したとされている。

これに対して、もう一方の特別制度である海運業に対する法人課税は、この産業が国際競争上優位な地位を維持できるように、商船に対する暗黙の補助金と化していると言われる。

また、ノルウェーでは、地域間での気候や地形の差が激しく、都市部から遠隔の地方での人口密度が極端に低いにもかかわらず、そうしたローカル地域での生活保障が重要な政策目標になっている。つまり、政府は古くからの住民の居住地域を變更させないように、地方での雇用を維持しつつ、高水準な公的サービス供給の実現を目指したのである。そうしたなか、伝統的に農林水産業に対しては課税を減免する方針がとられてきたが、それもこれら中小業者の拠点となるローカル地域

での経済活動を促進するためであった。

二、改革までの経緯

このようなノルウェーの特殊な課税制度を前提に、一九七〇年代以降には、産業間、地域間での差別的な税の取り扱いを解消すべく、一般の所得税制にも課税上の優遇措置を求める政治的圧力が強くなっていった。それにより、この間、加速度減価償却、寛大な棚卸引当金、資本積立金控除など数多くの特別措置が導入されていった。加えて一九八〇年代に入ると、貸付市場が目覚しい発展を遂げ、そのことが家計に寛大な住宅ローン利子控除の恩恵を与えたことも所得税収への下方圧力の一因となった。その結果、一九八〇年代後半までに、この国の税制、とりわけ総合所得税を規範とする所得税制（個人課税と法人課税）は、過

度の控除措置によって侵食され、それを補うために必然的に高い税率水準が必要とされたのである（個人所得税の最高税率は五〇％を優に超え、標準的な法人所得税の法定税率も五〇％に達した）。

一九八〇年代中頃を過ぎると、ノルウェー企業の投資収益率が異なる資産間や産業間によって不均一かつ低水準にとどまっているのは、そうした一貫性のない複雑な税制に起因するとの見方が強くなっていった。そこで、国内資本ストックの生産性を高めるため、企業投資に対する税の補助金や産業間・資産間での差別的な税制上の取り扱いを一掃することが、その後の改革の最も重要な課題と位置づけられたのである。

そのような認識の下、一九八七年以降、抜本的税制改革の基盤が整っていった。所得税の課税ベースは徐々に拡大され、各種控除措置が適用可能な最高税率も引き下げられた。一九八八年には

ノルウェー二元的所得税の実際

表1 ノルウェー所得税制の推移 (%)

	91年	92年	93年	94年	95年	96年	97年	98年	99年	00年
①法人所得										
中央	29.80	17.00	→	18.50	19.75	20.75	21.25	28.00	→	→
地方	21.00	11.00	→	9.50	8.25	7.25	6.75	0.00	→	→
市町村	13.50	7.00	→	5.50	→	4.75	4.25	0.00	→	→
カウンティ	7.50	4.00	→	→	2.75	2.50	→	0.00	→	→
合計	50.80	28.00	→	→	→	→	→	→	→	28.00
②通常所得										
中央	5.50	7.00	→	7.75	8.75	9.25	9.75	11.00	9.90	10.35
地方	21.00	21.00	→	20.25	19.25	18.75	18.25	17.00	18.10	17.65
市町村	13.50	13.50	→	13.00	12.25	11.75	11.50	10.75	11.50	11.20
カウンティ	7.50	7.50	→	7.25	7.00	→	6.75	6.25	6.60	6.45
合計	26.50	28.00	→	→	→	→	→	→	→	28.00
③個人所得										
所得税(中央)										
第1ブラケット	7.00	} 廃止								
第2ブラケット	14.00	} 廃止								
付加税(中央)										
第1ブラケット	9.50	9.50	→	→	→	→	→	→	0.00	→
第2ブラケット	9.50	13.00	13.70	→	→	→	→	→	13.50	→
第3ブラケット										19.50
社会保障拠出(中央)										
賃金稼得者	7.80	7.80	→	→	→	→	→	→	→	7.80
自営業者	12.70	10.70	→	→	→	→	→	→	→	10.70
年金受給者	1.60	3.00	→	→	→	→	→	→	→	3.00
勤労所得最高税率	57.80	48.80	49.50	→	→	→	→	→	49.30	55.30

(出所) Norwegian Ministry of Finance

付加税が創設され、最高税率が再び引き上げられたものの、税の侵食を阻止するため、それに対し支払い利子控除は認められなかった。

同じ年、ノルウェー政府は、Aarbakke 委員会を発足させ、抜本的な税制改革に関する勧告案を作成するよう指示した。そして一九九二年、政府は、同委員会から提出された報告書にもとづき、課税ベースの拡大と税率の引き下げを主たる内容とする大規模な税制改革を断行した。ここで上述の課題を果たすためにノルウェーがとった戦略こそ、前年のスウェーデン改革と同様に、旧来の包括的所得税原理の放棄であり、それに代わる「二元的所得税」の採用に他ならない。これにより、勤労所得は従来どおり累進課税の対象とされたのに対して、法人所得を含む資本所得については、勤労所得に対する最低税率に等しい均一のフラット税率で課税されることになったのである。

三、二元的所得税制の仕組み

以下、ノルウェー二元的所得税制の具体的な仕組みを見てみよう。記述は原則として二〇〇〇年時点の制度にもとづくが、改革から現在まで、国と地方の税収配分の点で大きな変化があったものの、所得税制全体の基本構造は変わっていない（表1を参照）。

(1) 個人課税

まず個人のあらゆる所得（賃金・給与、利子、配当、実現キャピタル・ゲイン、持ち家の帰属家賃などを含む）は合算して二八％の税率で課税される。ここで算出される課税所得は通常所得（ordinary income）と呼ばれ、各種控除を適用した後の個人所得となる。このときの控除措置として

は、負債利子、キャピタル・ロス（前年度からの繰越を含む）、標準人的控除、賃金・年金所得の二二％にあたる標準控除（標準控除より有利な場合は、それに代えて三〇・六〇〇クローネの特別控除を選択することも可）などがある。したがって、資本所得は一律に二八％の比例税率がかかるなか、住宅ローン利子や株式の譲渡損失も、通常所得の範囲内で、資本所得だけでなく勤労所得からも控除できることになっている。

次に、個人所得（各種控除前）のうち、勤労所得と年金所得については、一定の限度額を超える部分に対して最高一九・五％の累進付加税が課せられる。さらに、同様の個人所得のうち、サラリーマンの勤労所得、自営業者の勤労所得、年金所得に対して、それぞれ七・八％、一〇・七％、三％の社会保障拠出金が課せられる。その結果、現在、社会保障拠出も含めた個人所得税の最高限

界税率は、給与所得者で五五・三％（二八・〇＋一九・五＋七・八）、自営業者で五八・二％（二八・〇＋一九・五＋一〇・七）、年金受給者で五〇・五％（二八・〇＋一九・五＋三・〇）となっている。

なお、ノルウェーでは、全ての国民に付番された統一コードが税務行政の分野で広範囲に活用されている。民間部門でも、金融機関での口座開設にあたって、納税者番号により厳格な本人確認がなされるなど、個人の金融取引や資産保有状況の把握を容易にする体制が整っている。それとの関連で、この国では、原則として利子・配当に対する源泉徴収は行われていない（非居住者に支払われる配当にのみ適用）。

(2) 法人課税

本土の法人企業の所得に対しては、標準的法人

税制の下で一律二八％の比例税率で課税される。

これに対し、海運業の事業所得は非課税（金融関連所得は二八％）、石油ガス探掘業は石油税制の下で五〇％の税率が課される^③。

法人所得の算定にあたっては、異なる実物資産投資に対する課税上の格差を解消する目的で、非常に細密な減価償却規定が採用されている。すなわち、表2のように、企業が保有する資産は、その耐用年数により区別され、六つの異なる法定償却率が適用されることになっている。

個人段階での配当所得は、一部の高額配当を除き、インプテーション方式によって法人税との二重課税が完全に排除される。また、株式のキャピタル・ゲインにかかる二重課税についても、いわゆる「RISK方式」にしたがって調整される。この方式は、留保所得が将来の配当支払いである限りにおいて株価に反映されるとし、当該株

表2 法人税における資産別法定償却率

区 分	償却率(%)
①事務所機械	30
②営業権	30
③トラック、トレーラー、バス、 タクシー、身体障害者用乗物	25
④通常の自動車、トラクター、 他の移動設備、工作機械	20
⑤船舶、掘削装置等	20
⑥飛行機、ヘリコプター	12
⑦建物・工場、ホテル、レストラン等	4
⑧事務所用ビル	1

(注) 減価償却は、すべて取得原価に対する定率法したがって行われる。

式の発生キャピタル・ゲインの一部にはすでに法人税がかかっているとの考えに基づいている。それゆえ、課税対象となるキャピタル・ゲインは、課税後の留保額に応じて調整されることになる。⁽⁴⁾

(3) 小規模企業課税

自営業者や非公開企業経営者が得る所得は、生産要素としての資本と労働を組み合わせて経済活動を行った成果だと言える。したがって、そうした小規模業者に対して二元的所得税の原則を貫徹するには、企業所得を資本に基づく部分と労働に基づく部分に分離して把握しなければならない。

この問題に対応するため、ノルウェーでは split-model と呼ばれる方法が採用され、当該年度の事業活動によって生じた所得（減価償却など経費控除を行った後の総事業所得）は、一定の算定方式にしたがって帰属資本所得と帰属勤労所得

に分割される。具体的には、まず企業が保有する資本ストックに帰属収益率を掛けて帰属資本所得を算出したのち、総事業所得からこの帰属資本所得を引くことで帰属勤労所得が求められる。適用される帰属収益率は、毎年度ごと、議会の決定により改定される（二〇〇〇年度では五年物国債利子率五％にリスクプレミアム五％を加えた一〇％となっている）。

そして前述の個人所得税の課税方法と同様に、二つの帰属所得から成る総事業所得は二八％で課税される一方で、勤労所得部分には、社会保障拠出と付加税が課され、結果的に後者に累進課税される仕組みになっている。なお、事業所得の分離過程で、最初に資本所得を確定させるのは、それ以外の所得部分を累進課税がかかる勤労所得とみなすことによつて、総事業所得に対して累進税的要素をもたせるためである。逆に、最初に勤労所

得を算定すると、追加的な事業所得に対して、資本所得にかかる比例税率が適用され、たとえ勤労所得部分に累進税率を適用しても事業所得全体には逆進課税となつてしまふ。

以上のようなスプリットモデルの下、当初は、執行上の理由から、自営業者と小規模企業の能動的オーナーは課税と同様に扱われていた。（ここでいう「能動的」オーナーとは、株式の $\frac{2}{3}$ 以上を保有しているか、もしくは配当の $\frac{2}{3}$ 以上を受け取っている会社経営者を指している。この要件から外れる場合は、「受動的オーナー」とされ、勤労所得に対する付加税が免除される。）ところが、一九九五年からは、一年に当該事業で三〇〇時間未満就労する株主については、能動的オーナーとみなさず、その所得はすべて資本所得として課税されることになった（ただし、弁護士などの専門的自由業者は、一九九八年からこの

「三〇〇時間規定」の対象外となっている。

また、能動的オーナーかどうかを判別する²／

³ 規定が適用される非公開企業は、事実上家族経営である場合が多いので、事業主は自らの保有株式を家族内で分散することによって付加税を回避することができた。そこで、この種の税逃れを防ぐために、現在では、家族に株式を移転しても彼らのいずれかが付加税の対象となる新たな制度が設けられている。

四、二元的所得税の経済効果

では、このような基本的仕組みによって成り立つ二元的システムは、実際にノルウェーの社会経済にどのような影響をもたらしたと言えるか。残念ながら、この点を正確に見極めることは容易ではない。改革後ある程度の期間が経過したとはい

え、実証的観点からは、所得税要因以外の作用の除去という困難な作業が要求されるからである。ここでは、そのような分析上の限界を念頭に置きつつ、最近の研究結果と統計資料をもとにノルウェー所得税制の経済効果について見る。⁵⁾

(1) 中立性

一九九二年改革の主眼が、所得課税にともなう経済的歪みの徹底した排除にあつたことから、それ以降ノルウェー税制は、様々な企業活動に際して際立った中立性を発揮することになった。とりわけ、表³に見られるように、異なる資金調達方法と異なる事業資産への投資の間で、限界実効税の楔(くさび) (marginal effective tax wedge) の差はほとんどない。(ここでいう限界実効税の楔とは、製造企業が投資家に5%の実質(課税後)収益率をもたらすために、異なる実物投資

ノルウェー二元的所得税の実際

表3 実物投資に対する限界実効税の楔（1998年）

(%)

	資金調達方法			実物資産		
	内部留保	新株発行	負債	機械	建物	在庫品
ノルウェー	1.3	1.3	1.3	1.0	1.2	1.9
アメリカ	2.0	5.7	1.7	1.7	3.0	2.6
イギリス	2.2	2.8	1.8	1.7	2.1	3.1
ドイツ	1.4	0.9	1.3	1.1	1.7	1.3
フランス	4.4	8.5	0.8	2.6	4.1	4.8
スウェーデン	2.4	3.4	1.0	1.7	2.1	2.5
日本	4.5	7.4	-0.3	1.8	5.1	3.7
OECD 平均	2.3	3.5	1.2	1.6	2.2	2.9

(注) 1. 数値は、個人所得税の最高限界税率および2%のインフレ率に基づき、製造企業が投資家に5%の課税後収益率を保证するのに必要とされる課税前収益率を何%引き上げなければならぬを示している。

2. 投資は、機械50%、建物28%、在庫品22%の加重平均で計算される。

3. 資金調達は、留保55%、新株発行10%、負債35%の加重平均で計算される。

(出所) OECD

（あるいは異なる資金調達方法）ことに必要とされる課税前収益率を何%引き上げなければならぬかを示している。）一定の課税後収益率を前提に、異なる投資計画や貯蓄形態において同一の課税前収益率があげられるような税が中立的であるとすれば、この点がノルウェー所得税制の最大の長所と見ることができ。なお、表の中で同程度の中立性は、ドイツでしか認められない。これは同国が配当所得について完全なインピュテーション方式（二〇〇一年で廃止）を適用し、株式キャピタル・ゲインを原則非課税としているからであると推測される。

企業の利益処分方法についても、配当支払いが社内留保かの決定において、前述のような法人所得にかかる二重課税調整措置によって中立性が高まったとされる。確かに、改革前では、支払い配当損算入制度が存在していたというものの、

配当が個人段階で累進課税されるのに対して、留保については、各種控除による低い法人実効課税と個人段階での未実現キャピタル・ゲイン非課税によつて、企業や株主は後者を好む傾向にあつたからである。そのため、改革で歪みが除去された後は、この要因がどれだけ働いたかは明らかでないが、企業の配当支払いが大幅に増加している（九〇年の一一九億クローネに対して九四年は二六〇億クローネ）。

ただし、当然ながらノルウェーでもあらゆる経済的な意味で中立性が達成されたわけではない。とりわけ、持ち家（後述）と海上輸送業は現在でも依然として有利な取り扱いを受けている。

(2) 所得分配

現実の二元的所得税が家計の所得分配に与える効果は、総合所得税からこの税への転換が資本所

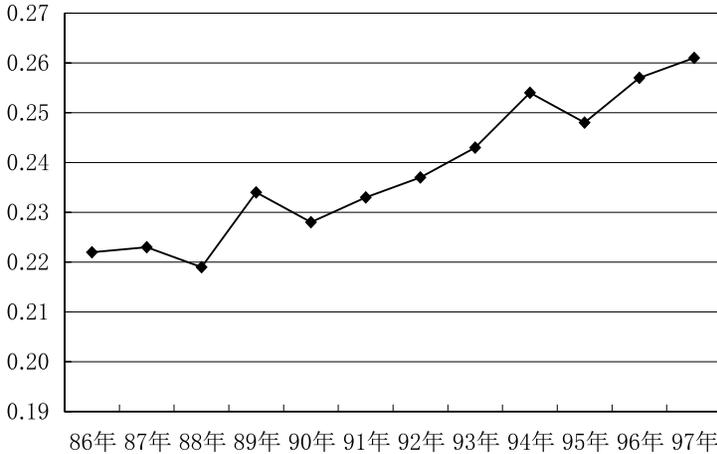
得税率の大幅な引き下げを含意する以上、きわめて重要な問題と言える。分配特性上、資本所得が主として高所得の階層に分布しているからである。この点で、ノルウェー統計局の資料は、一九九二年以降、課税後所得のジニ係数が改革前よりも上昇傾向にあることを示している（図一）。これが意味するところは、改革をはさんでノルウェーにおける課税後の所得格差が拡大したということである。

しかし、もちろん所得分配に影響を与えるのは所得税制だけではない。資産課税を始めとする他の税制の実施状況、また年金や所得移転など一国の社会保障制度のあり方が重要な要素となる。さらにより根本的には、景気の動向によつて大きく左右される可能性がある。

事実、このジニ係数上昇は、一九九三年以降の低金利とノルウェー経済の好調さによつて説明さ

ノルウェー二元的所得税の実際

図1 課税後所得のジニ係数



(出所) Statistics Norway

れる部分が大い。景気の上向きによって企業の利潤が増大し、その多くが高所得階層に、配当やキャピタル・ゲインの形で分配されたと考えられるからである。また、改革後、納税者の租税回避行為が減少し、それまで申告されなかった所得が表に現れた可能性や現実の配当支払いの増大をも考慮すれば、表に見られるような所得分配の悪化は見せかけで、単なる統計上の産物に過ぎないかもしれない。

一方、この問題に関連し、そもそも改革によって所得税制の累進度は、ほとんど変化しなかったという見解もある。これは、実質的に、高所得者に対する税率の引き下げが、課税ベースの拡大、特に住宅ローン利子の最高税率からの控除が否認されたことによって相殺されたと考えるからである。

確かに勤労所得についてだけ言えば、この見方

は正しいかもしれない。しかし、資本所得をも含めた所得税全体の累進度は、二元的所得税への移行にとりもなう①資本所得税率の引き下げ、②勤労所得税率の引き下げ、③各種控除利用の制限、④法人税との二重課税排除など複合的要因によって決定される。また、総所得が同額でも資本所得と勤労所得の構成割合によって、所得全体に対する実効税率は変わってくる。したがって、厳密に所得税制の累進度の変化を測るには、実際に改革前後において、家計の特性（婚姻状況、家族構成、職業等）を固定したうえで所得階層別の平均的な実効税率を推計し、それらを比較対照するしかないように思われる。この問題については、いっそう精緻な分析が求められる。

(3) 経済的厚生

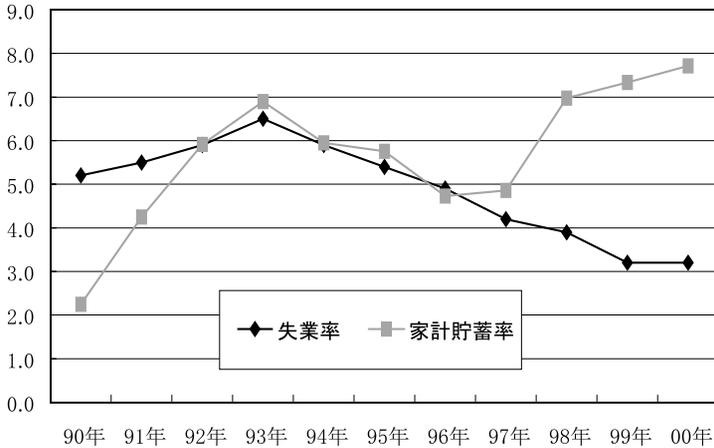
上記の観点を含めて、国民生活の豊かさを表す

「経済的厚生」水準がどのように変化したか。統計局は、一般均衡モデルを用いた異なる一四の代表的家計の効用関数から、改革によって国内の厚生水準が〇・七五％上昇したと推定している。ところが、この分析では、異なる産業間での生産要素の再分配による効果しか考慮されておらず、資本蓄積や労働供給に与える動学的な効果が捨象されているため、実際はこの数値よりも高いと見るのが妥当である。

九二年以降のノルウェー経済の好調な推移は、そうした動学的効果が重要であった可能性を示唆している。特に、改革後は、借入れ誘因が弱まったことで、⁶⁾ 図2のように、家計貯蓄率が著しく上昇している。その結果、家計のバランスシートは改善し、それが国内の資本形成に少なからず貢献したと考えられる。また、労働供給についても、限界税率の引き下げによって刺激された可能

ノルウェー二元的所得税の実際

図2 貯蓄率と失業率の推移



(出所) Statistics Norway

性がある。当然、景気循環的要因が強く働いたと予想されるが、実際に一九九三年以降、国内の失業率は低下し（図2）、労働供給は確実に増大している。

五、二元的所得税制にともなう問題

以上のように、九二年改革における二元的所得税の導入は、分配問題を留保するとしても、総じてノルウェー経済に好ましい影響を与えたと考えられる。しかしながら、税体系全体で見ると、依然としていくつかの無視できない課題が残されている。最後に、所得税制と関連する範囲において、現在のノルウェー税制が抱える問題点をあげて本稿を終えることにする。

(1) 住宅課税

第一に、住宅に対する課税問題である。すなわち、この国では、住宅にかかる経常的な財産税として、純資産税と固定資産税が存在するが、とりわけ前者が著しい経済的非効率をもたらししていることである。

純資産税は、個人が保有する有価証券、不動産、貴金属などあらゆる資産の合計から負債を控除した額を課税対象とし、相続税と並んで、所得課税を補完する再分配政策の重要な手段として位置づけられる。⁽⁸⁾ ノルウェーでもこの税の半分近くが比較的高所得の階層によって支払われている事実からも、再分配効果はある程度働いていると見てよい。

しかしながら、住宅の課税評価額の低さ(時価のおよそ1/4)によって、本来保有資産額が等しい納税者の間でも税負担額が異なるという水平

的不公平が生じている。そのうえ、所得税がかかる帰属家賃についても持ち家に対する純資産税評価額の二・五%とみなされる。つまり、帰属家賃算定上の住宅評価額が自動的に低く設定されるだけでなく、市場利子率の半分程度の収益率しか適用されていないのである。

このような住宅に対する優遇措置は、資産課税と所得課税の二つの領域で、住宅所有者の課税ベースを縮小し、他の資産形態への投資を差別して、事実上住宅投資への補助金となっている。課税当局は、これによって二二四〇億クローネ(本土のGDPの三%)もの税収ロスが発生している⁽⁹⁾と見積もっている。だが、そもそも移動性の低い資本の典型である住宅への軽減は、経済的厚生観点から問題が大きい。課税による超過負担を最小に止めるには、移動的な資本には低税率を、逆に非移動的な資本には高税率を課すことが求めら

れるからである。

この点から、住宅を含む異なる資産間における歪みを徹底して排除するには、純資産税を廃止して、かつ帰属家賃への課税を強化すべきとの議論も出ているが、現実には、住宅を課税上他の資産と同様に扱うことには、住宅保有の促進という政策的観点からの根強い反対がある。

(2) split-modelにおける租税回避

第二に、小規模企業に対する split-model が強い租税回避の誘因を生じさせていることである。二元的所得税の下では、所得形態による税率の違いから、勤労所得から資本所得への転換がきわめて有利となるからである。

小規模企業オーナーによるタックス・プランニングの例としては以下のものがあげられる。①会社資産を意図的に増やす。そうすれば、二八%の

税率がかかる所得の割合が高まることで、税負担額を低く抑えられる。②損失を抱える他の企業を買収する。事業損失は無期限に繰り越せるため、後年度にわたって事業利潤を圧縮できるからである。③ split-model が適用される能動的オーナーから受動的オーナーに転換する。特に、最近では、前述の「三〇〇時間規定」の適用を受けるために、勤労時間を減らす動きが強まっていると言われる。

また、弁護士、会計士、医師など専門的自由業者の法人化へ誘因も見過ごせない。これら専門業者に対しては、当初から勤労所得としての課税限度額（これを超える部分だけが資本所得とみなされる）が設定されていたが、一九九八年にこの制度は廃止された。これによって、以降、彼らの事業所得はすべて勤労所得として課税されることになったのである。また、二〇〇〇年の新たな付加

税率の創設は、資本所得と勤労所得の税率上の格差を六％も拡大させ、資本所得税率が適用されない個人事業者としての立場をさらに不利にした。そうした一連の背景から、専門的自由業者が法人化する、あるいはその後さらに受動的オーナーに転換しようとする誘因がますます高まっているものと予想されている。

(3) 法人所得の二重課税調整に関する問題

第三に、法人所得にかかる二重課税の排除措置にともなう問題である。とりわけ留保所得課税を調整するRISK方式については、多くの例外規定が設けられ、その税務執行面での煩雑さから、この制度を簡素化することが重要な政策課題となっている。

また、国際課税の観点からも重要な問題が残されている。すなわち、各国との租税条約で定めら

れる場合を除き、原則として、RISK方式も配当に対するインペューション方式も非居住者に適用されないことである（二五％の源泉徴収で課税関係は終了）。そのため、ノルウェー法人企業の株式を保有する外国投資家は、二重課税調整措置から十分な恩恵を受けられないでいる。この点から、国外資本の流入が阻害され、ノルウェー経済の潜在成長率が抑制されているとの指摘もある。

(4) 三つの法人税制の問題

最後に、二元的所得税のあり方とは本質的に関連しないと思われるが、ノルウェー所得税制の現実的側面として、前述のような三つの法人税体制にともなう問題がある。確かに、この特異な制度の背景には、経済的レントへの課税や特定産業の保護といった明確な根拠がある。しかし、異なる

産業に対する課税上の違いは、これら異なる制度のいずれかを選択できる立場にある企業や投資家に、格好のタックス・プランニングの機会を提供している。

例えば、海運業や本土の産業にも関与している比較的大規模の石油探掘企業は、税額最小化の観点からこれらの制度を勘案した最適な財務構成を実現しようとする。最も単純なのは、「過少資本税制（総資産の八〇%までの負債にもとづく支払利子しか所得控除を認めない）」による制約の下で、最大限借り入れをして、それをもとに資本提供した本土の子会社を通じて投資活動を行うという方法である。そのとき、本土の子会社が得る投資収益には二八%の税率が課される一方で、五〇%の高い税率がかかる、本社の石油関連事業から生じる所得に対しては、最大限負債利子控除を活用することができる。

同様な方法で、反対に、優遇税制が適用される海運企業にとっては、財務構成上できるだけ自己資本比率を高めつつ、本土もしくは大陸棚で活動する子会社の負債を最大にすることで、租税節約が可能となる。この種のタックス・プランニングを制限するために、課税当局は海運業を対象に「過大資本税制（自己資本比率に上限を設ける）」なるものを導入したが、根本的な解決には至っていないと言われる。

(注)

- (1) 総合所得税の下でこれら貯蓄形態に対する課税が困難な理由については、Sørensen (2001) を参照。
- (2) 二元的所得税に対する既存の租税理論の立場からの根拠付けについては、馬場 (二〇〇〇) を参照。
- (3) 石油税制では、五〇%の法人所得税率の他にも、採掘量に応じて八〜一六%の採掘権使用料を支払うことが義務付けられている。しかし、環境税改革の一環から、この使用料は二〇〇〇年代中頃までに、段階的に炭素税に取って代わられる予定である。

- (4) ノルウェーの法人所得に対する二重課税調整措置¹⁾ならびにその問題点の詳細については野村(二〇〇一)を参照。
- (5) Norwegian Ministry of Finance (2001), Noord (2000), Statistics Norway (1999) などを参照。
- (6) 九二年以前から貯蓄率の上昇が見られるが、これは改革の前段階として、八〇年代後半に負債利子制限の強化が行われたことによるものと考えられる。

- (7) 所得税制以外の問題点としては、付加価値税制(法律、放送、旅客交通など特定サービスが免税)、炭素税を含むグリーン税制(鉄鋼、水産、海運など特定産業が免除)に関するものがある。
- (8) 純資産税は、一定の基礎控除を超える額に対して、国税(〇・二一〇・四%)と地方税(〇・七%)を合わせ、最高一・一%の累進税率がかかる。

【参考文献】

Noord, P. (2000) "The Tax System in Norway: Past Reform and Future Challenges", *OECD Economic Department Working Papers* No.244.

Norwegian Ministry of Finance (2001) *The National Budget 2002*. <http://www.statsbudsjettet.dep.no/english2.asp>

OECD (2000) *Revenue Statistics 1965-1999*.

Sørensen, P. B. ed. (1998) *Tax Policy in the Nordic Countries*, Macmillan Press (馬場義久監訳『北欧諸国の租税政策』(財)日本証券経済研究所、二〇〇一年)

Sørensen, P. B. (2001) "The Nordic Dual Income Tax-In or Out?", Invited Speech delivered at the meeting of Working Party 2 on Fiscal Affairs, OECD, 14 June, 2001.

Statistics Norway (1999) *Income Distribution Survey: Recent Trends in income inequality in Norway*, <http://www.ssb.no/english/subjects/05/01/>

その他 Ministry of Finance, Statistics Norway にも資料。

野村容康(二〇〇一)「法人源泉所得に対する二重課税調整—ノルウェーの事例を中心に—」『証券レビュー』四一巻、四号、二九—四六頁。

馬場義久(二〇〇〇)「Dual Income Tax論と金融所得税制の改革—スウェーデンの経験を踏まえて—」日本の資本市場と証券税制研究会編『資産所得課税の理論と実務』(財)日本証券経済研究所、三五—五四頁。

百瀬宏・熊野聡・村井誠人編(一九九八)『北欧史』山川出版社。